

## 愛知県感染症予防計画の骨子（案）について

### 改定の背景

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）が2022年12月9日に改正され、順次施行されることとなった。

法の改正により「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」）も改正され、この基本指針に即して2023年度中に予防計画を策定することが都道府県に義務付けされた。

### 改定の内容

- ①保健・医療提供体制に関する記載事項を充実する。
- ②感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省で定める体制の確保について数値目標を定める。
- ③保健所設置市等は都道府県の計画を踏まえ、新たに予防計画を策定する。

### 基本理念

様々な感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、まん延防止のための体制を整備し、すべての県民が安心して暮らすことができる社会を実現

### 計画期間

2024年度から2029年度までの6年間（3年に1回、中間見直し）  
 [整合性を取ることが求められる地域保健医療計画の計画期間と合わせる]

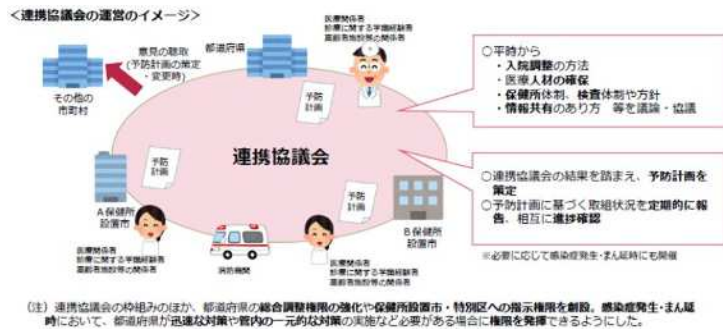
### 予防計画の章立て

  は新設項目

第1	愛知県感染症予防計画の基本理念
第2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項
第3	感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
第4	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
第5	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
第6	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
第7	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
第8	宿泊施設の確保に関する事項
第9	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
第10	感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項
第11	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
第12	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
第13	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
第14	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と県及び市町村相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
第15	その他感染症の予防の推進に関する重要事項

## 連携協議会

- 背景・設置時期
  - 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、平時から関係機関間の連携を図るとともに、感染症発生・まん延防止時において、必要な協議を行うための機関として、2023年6月に設置した。
- 構成員
  - 保健所設置市
  - 感染症指定医療機関
  - 診療に関する学識経験者の団体
  - 消防機関
  - その他関係機関（高齢者施設等の関係団体等）
- 役割
  - 予防計画の策定
  - 予防計画の取組状況確認
  - 入院調整の方法検討
  - 医療人材の確保
  - 保健所体制、検査体制の方針確認
  - 情報共有の在り方検討



## 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

【現状と課題】・医療機関から保健所への発生届の提出方法について、電磁的方法による入力が徹底されていなかったため、患者情報の迅速な収集に支障をきたした。

### 【目標】

- 感染症指定医療機関からの発生届を電磁的方法により提出することが義務化となったため、感染症指定医療機関に対して提出方法の周知・変更を図る。
- 感染症及び病原体に係る情報収集、調査及び研究を推進する。

## 第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

【現状と課題】・県衛生研究所における検査能力の拡充に時間を要した。  
・県衛生研究所、医療機関、民間検査機関等の協力体制が行われていなかった。

### 【目標】

- 県衛生研究所の体制（調査研究、試験検査、情報収集等）を強化する。
- 感染初期段階から県衛生研究所や民間検査機関が連携し、必要な検査を迅速に行うための体制を整備する。また、訓練を行い、連携体制の確立を図る。
- 検査体制の構築に向けて、民間検査機関と協議をし、検査体制に関する協定を締結する。
- 予防計画に検査の実施能力の検査体制に関する具体的な数値目標を定める。

	目標値	
	流行初期	流行初期以降
検査（核酸検出検査）の実施能力	5,201件/日	23,080件/日

## 第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保

- 【現状と課題】・感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、周囲へのまん延を防止する。
- ・国の規定に基づき特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関を既に指定してある。また、結核病床を有する第二種感染症指定医療機関も指定済である。

### 【目標】

- 既に指定してある特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関がその機能に応じてそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制を構築できるように、連携協議会を活用して、平時から計画的な準備を行う。
- 平時に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定（①病床、②発熱外来、③自宅療養者等に対する医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣、⑥個人防護具の備蓄）を締結し、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関を指定する。
- 新興感染症発生時に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるように調整する。
- 連携協議会を活用し、感染症指定医療機関、協定指定医療機関とともに地域で連携した医療提供体制を構築する。
- 平時から医療関係団体以外とも連携し、医療提供体制を検討するよう努める。

- 【現状と課題】・感染症指定医療機関以外の医療機関で患者を受け入れる体制を構築するのに時間を要した。
- ・医療機関の役割分担が明確でなかったため、役割分担の調整が困難であった。

### 【目標（病床）】

- 感染の状況に応じて対応できる病床数を確保する体制を構築する。
- 地域ごとに基幹的な医療機関を選定する。
- 流行の段階に応じて病院機能による役割分担を明確にする。
- 実際に対応できる即応体制を確立するため医療機関と協議をし、協定を締結する（第一種協定指定医療機関）。
- 協定締結医療機関から流行初期医療確保措置を行う医療機関を設定する。
- 特に配慮が必要な患者（精神疾患、妊産婦、小児、透析患者、障害児者、認知症患者、がん患者、外国人等）を受け入れる体制を確立する。

	目標値		
	流行最初期	流行初期	流行初期以降
確保病床数	275床	1,031床	1,971床
うち、重症者病床		126床	230床
うち、特別に配慮が必要な患者	精神疾患を有する患者	8機関	8機関
	妊産婦	24機関	24機関
	小児	23機関	23機関
	透析患者	27機関	27機関
	障害児者	14機関	14機関
	認知症患者	30機関	30機関
	がん患者	43機関	43機関
外国人	43機関	43機関	

- 【現状と課題】・当初は、発熱患者の治療に対応する医療機関が不足していた。

### 【目標（発熱外来）】

- 発熱患者等を受け入れる体制を構築するために、医療機関と協議をし、協定を締結する（第二種協定指定医療機関）。
- 連携協議会を通じて感染症医療と通常医療の役割分担を確認し、連携を促す。

	目標値	
	流行初期	流行初期以降
発熱外来（診療医療機関数）	1,506機関	2,440機関
感染症指定医療機関	11機関	11機関
病院	154機関	210機関
診療所	1,341機関	2,219機関

【現状と課題】・自宅療養者に対する医療を提供する仕組みが不十分であった。

【目標（自宅療養者に対する医療の提供）】

- ▶ 自宅・宿泊療養施設・高齢者施設での療養者へ医療を提供する体制を構築する。病院・診療所・薬局・訪問看護事業所と協議をし、協定を締結する（第二種協定指定医療機関）。
- ▶ 各機関間で往診、オンライン診療、医薬品提供、訪問看護の連携が取れる体制を構築する。
- ▶ 通常医療確保のために、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図る。
- ▶ 感染状況に応じて医療機関ひっ迫時は自宅療養及び宿泊療養ができる体制を構築する。
- ▶ 高齢者施設、障害者施設等と医療機関及び消防機関等との連携強化を図り、医療支援体制について協議し、体制を確認する。
- ▶ 医療機関が患者の健康観察の協力ができる体制を構築する。

		目標値
		流行初期以降
健康観察・診療医療機関数		4,580機関
機関種別	病院	70機関
	診療所	2,200機関
	薬局	2,200機関
	訪問看護ステーション	110機関

【現状と課題】・入院患者の転院や後方施設での受け入れ態勢が不十分であった。

【目標（後方支援）】

- ▶ 流行初期の感染症患者以外の患者の受け入れや感染症から回復後に入院が必要な患者を受け入れる体制を構築する。医療機関と協議をし、協定を締結する（第二種協定指定医療機関）。
- ▶ 連携協議会を通じて関係団体間の連携を推進し、地域によって偏りが生じないように調整を図る。

		目標値
		流行初期以降
受け入れ可能機関数		185機関
	医療機関（病院）	185機関
	その他	0機関

	目標値
総数（医師、看護師、その他）	144人
医師	72人
感染症医療担当従事者	7人
感染症予防等業務関係者	2人
看護師	65人
感染症医療担当従事者	20人
感染症予防等業務関係者	8人
その他（薬剤師等）	7人
感染症医療担当従事者	3人
感染症予防等業務関係者	0人
DMAT（医師、看護師、その他）	13人
DPAT（医師、看護師、その他）	0人

【現状と課題】・緊急時の人材派遣についての制度がなかった。

【目標（人材派遣）】

- ▶ 感染症医療担当従事者及び感染症予防担当従事者を広域的に派遣する体制を構築するため、医療機関と協議をし、協定を締結する。

【現状と課題】・新型コロナウイルス感染症の発生初期段階で医療用マスク等の个人防护具について、不足が顕在化した。

【目標（个人防护具の備蓄）】

- ▶ 新興感染症の対応を行う医療機関と个人防护具の備蓄の体制を構築する。協定を締結する（任意事項）。備蓄は2ヶ月分以上を推奨する。

	目標値	
	医療従事者協定を締結した医療機関数	うち、使用量2か月分以上を備蓄している医療機関数
病院	195機関	156機関
診療所	1,411機関	1,129機関
訪問看護事業所	82機関	66機関
薬局	2,259機関	1,807機関
合計	3,947機関	3,158機関

## 第7 感染症の患者の移送のための体制の確保

【現状と課題】・感染症患者の移送について、感染者数の増大に伴い、移送に支障が生じ、役割分担が不十分であった。  
・特に配慮を必要とする方の移送について、高齢者施設等の関係団体等との連携が不十分であった。

### 【目標】

- 連携協議会を通じ、平時から消防機関や、民間事業者、高齢者施設等の関係団体等と移送対象者に応じた役割分担を行う。
- 症状が悪化した患者の搬送体制を確立する。
- 移送体制の構築を行い、民間事業者と協議をし、移送体制に関する協定を締結する。
- 平時から移送訓練等を定期的に計画、実施する。

## 第8 宿泊施設の確保

【現状と課題】・新興感染症の患者は入院医療が前提であり、宿泊療養等の仕組みがなかった。  
・軽症者に対する宿泊療養等が法定化されたが、宿泊療養施設の確保が難しいケースがあった。

### 【目標】

- 平時から宿泊施設の体制を構築する。
- 民間宿泊業者等と協議をし、宿泊療養体制に関する協定を締結し、平時から計画的な準備を行う。

	目標値	
	流行初期	流行初期以降
確保居室数	1,109室	2,737室

## 第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備

【現状と課題】・感染者の急増により保健所による健康観察が滞り、重症化リスクの高い患者の容体急変を迅速に把握することが困難となった。  
・外出自粛対象者の生活支援体制の確保が急務となった。

### 【目標】

- 自宅療養者の健康・医療面及び生活支援について連携協議会において協議をする。
- 第二種協定指定医療機関と連携を取りながら健康観察を行う体制を構築する。
- 外出自粛対象者の生活支援について、市町村との連携や民間事業者への委託などの、体制を整える。

## 第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針

【現状と課題】・県と保健所設置市との間での連携が不十分であり、医療体制の構築について、平時から準備が整えられていなかった。

### 【目標】

- 平時であっても県が感染症対策に当たり必要があると認める場合は、保健所設置市の長、市町村及び医療機関や感染症試験研究等機関などとの総合調整を行う。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の際、緊急を有する入院勧告を実施するために必要な場合に限り、県は保健所設置市の長に対して指示を行う。
- 連携協議会を活用し、保健所設置市に対する総合調整権限などを適切に行使できる体制を構築し、実施を図る。

## 第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

【現状と課題】 ・保健所は健康危機管理の拠点として、公衆衛生データの分析や対策立案等の能力が求められ、地方衛生研究所はウイルスの変異を検査し、疫学データを分析する能力が求められるが、新型コロナウイルス感染症対応に当たり、事前の想定を上回る能力が求められ、対応に苦慮した。

### 【目標】

- 国が行う研修等に職員を積極的に派遣し、感染症に関する人材の養成及び資質の向上を図る。
- IHEAT要員による支援体制を確保する。
- 医療機関は感染症対応を行う医療従事者等の新興感染症の発生を想定した必要な訓練や研修を実施する。

## 第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

【現状と課題】 ・保健所は有事に対応する余力が乏しく、また、関係機関との役割分担や協力関係が不明確であったため、感染拡大により保健所業務がひっ迫し、コアの業務である積極的疫学調査などに支障をきたした。

### 【目標】

- 平時のうちから有事に備えた保健所の体制を計画的に整備する。
- 県、保健所設置市、医療機関等その他関係機関と連携し、平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整する。
- 応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保、受入体制を整備する。
- 職員の実践型訓練を実施する。